

教育総合支援センター心理専門相談実施要綱

(目的)

第1条 教育総合支援センターに心理専門相談員(以下「相談員」という。)を配置することにより、心理状態や病状の見極めを必要とする相談業務の機能強化を図り、寄せられた相談に対し早い段階で的確かつ根本的に対応し、子どもの健やかな成長を支えることを目的とする。

(相談員の配置)

第2条 相談員は、主に教育総合支援センターに配置し、相談業務を行う。

(委嘱対象者)

第3条 相談員は、大学で心理学を専攻し学士以上の学位を取得した者で、臨床心理の資格を有し、かつ5年以上の心理臨床経験を有する者の中から、教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。

(活動内容)

第4条 相談員は、委員会の要請や事業計画に基づき、次の各号の活動を行う。

- (1) 心理状態や病状の見極めを必要とする相談
- (2) 他の相談員への日常的な指導及び助言
- (3) 各区役所相談窓口や医療機関との連絡調整
- (4) 関係機関の視察等による情報収集
- (5) その他、教育委員会が必要と認める相談活動

(活動報告)

第5条 相談員は、毎月の実績を活動実績簿(様式第1号)に記入し、当該作成した月の月末に委員会へ提出するものとする。

(守秘義務)

第6条 相談員は、本事業の実施上知りえた秘密を漏らしてはならない。相談員の委嘱を解かれた後もまた同様とする。

(謝礼)

第7条 相談員の謝礼は、1時間につき3,000円とする。

2 1日の活動は、原則として8時30分から17時15分までの間とし、年間活動時間数は委員会が定める。

(謝礼の支給方法)

第8条 謝礼は、毎月の実績に応じて翌月の最終水曜日までに支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日とする。

(活動の停止)

第9条 委員会は、第1条に定める事業の目的達成に支障があると認める場合、相談員の活動を停止させることができる。

2 前項の規程に基づき相談員の活動を停止させた場合、委員会は、それ以後に実施された相談員の活動に対しては謝礼を支払わないものとする。

(解嘱)

第10条 委員会は、相談員が次の各号のいずれかに該当した場合は、委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障等により、第4条各号に掲げる活動ができなくなった場合

(2) 相談員にふさわしくない非行があった場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、相談員として委嘱することについて、委員会が適当でないと判断した場合

(身分)

第11条 相談員は、実施要綱に則して活動するが、職員の身分を有するものではない。

(災害補償)

第12条 相談員の災害補償については、相談員の同意の下、民間保険会社の傷害保険に加入し、その適用を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。